

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年3月8日(2023.3.8)

【公開番号】特開2023-24641(P2023-24641A)

【公開日】令和5年2月16日(2023.2.16)

【年通号数】公開公報(特許)2023-031

【出願番号】特願2022-205179(P2022-205179)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 511 A

【手続補正書】

【提出日】令和5年2月28日(2023.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前方に開口部を有する本体部材と、

前記本体部材に対して前記開口部を開閉可能に取り付けられた開閉部材と、

所定の制御チップ及び役比モニタを表面に実装する主基板と、

前記主基板を視認可能に収容する主基板ケースと、を備え、

前記主基板ケースは、主基板ケース取付機構を介して揺動可能に取付られるよう構成されており、

取り付けられた前記主基板ケースは第一の位置と第二の位置を取り得ることが可能であり、

30

前記第一の位置は前記主基板の表面側を視認可能であるが、前記主基板の裏面側を視認不能な位置であり、

前記第二の位置は前記主基板の裏面側を視認可能な位置であり、

前記主基板ケース取付機構は少なくとも第1ベース部材を含み、

前記第1ベース部材は前記主基板ケースより大きく構成され、且つ所定のネジ挿入孔部を有し、

前記本体部材は所定のネジ穴を有し、

前記所定のネジ挿入孔部には所定の取付ネジが挿通され、前記所定の取付ネジは前記所定のネジ穴にネジ固定されており、

前記第一の位置は前記主基板ケースの裏面側が前記第1ベース部材に近接する位置であり、

40

前記第二の位置は前記主基板ケースが前記第1ベース部材から離れる方向に所定角度以上揺動した位置であり、

前記主基板ケースが前記第一の位置に位置する状態では、前記主基板ケースは前記第1ベース部材に重なり、前記主基板ケースは前記所定のネジ穴の延長線上に重なり、前記主基板に実装された前記所定の制御チップは前記所定のネジ穴の延長線上に重ならず、前記主基板に実装された前記役比モニタは前記所定のネジ穴の延長線上に重ならないことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

50

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、主基板に対する不正行為の有無を容易に確認することができる遊技機を提供することを目的とする。また、本発明の変更例では、このような課題に鑑みてなされたものであり、リールの破損を防止することが可能な遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

このような目的達成のため、本発明に係る遊技機は、前方に開口部を有する本体部材と、前記本体部材に対して前記開口部を開閉可能に取り付けられた開閉部材と、所定の制御チップ及び役比モニタを表面に実装する主基板と、前記主基板を視認可能に収容する主基板ケースと、を備え、前記主基板ケースは、主基板ケース取付機構を介して揺動可能に取付られるよう構成されており、取り付けられた前記主基板ケースは第一の位置と第二の位置を取り得ることが可能であり、前記第一の位置は前記主基板の表面側を視認可能であるが、前記主基板の裏面側を視認不能な位置であり、前記第二の位置は前記主基板の裏面側を視認可能な位置であり、前記主基板ケース取付機構は少なくとも第1ベース部材を含み、前記第1ベース部材は前記主基板ケースより大きく構成され、且つ所定のネジ插入孔部を有し、前記本体部材は所定のネジ穴を有し、前記所定のネジ插入孔部には所定の取付ネジが挿通され、前記所定の取付ネジは前記所定のネジ穴にネジ固定されており、前記第一の位置は前記主基板ケースの裏面側が前記第1ベース部材に近接する位置であり、前記第二の位置は前記主基板ケースが前記第1ベース部材から離れる方向に所定角度以上揺動した位置であり、前記主基板ケースが前記第一の位置に位置する状態では、前記主基板ケースは前記第1ベース部材に重なり、前記主基板ケースは前記所定のネジ穴の延長線上に重なり、前記主基板に実装された前記所定の制御チップは前記所定のネジ穴の延長線上に重ならず、前記主基板に実装された前記役比モニタは前記所定のネジ穴の延長線上に重ならない。

20

また、本発明の変更例に係る(例えば、実施形態におけるスロットマシン1)は、前方に開口部を有する本体部材と、前記本体部材に対して前記開口部を開閉可能に取り付けられた開閉部材と、前記本体部材の内部に収容されたリールユニットとを備え、前記リールユニットは、外周面上に所定の図柄が描かれた筒状のリールと、前記リールを回転可能に保持するリールブラケットと、前記リールブラケットに取り付けられて前記リールを回転駆動するリールモータと、前記リールブラケットを複数並べて保持するリール収容部(例えば、実施形態におけるリールケース201)とを有し、前記リールブラケットの前下部に、前記リールブラケットに保持された前記リールの下部前方を覆うリールガードが取り付けられる。

30

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明によれば、主基板に対する不正行為の有無を容易に確認することができる。また、本発明の変更例によれば、リールの破損を防止することができる。

50